

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月28日 16時30分ごろ
発生場所	北海道奥尻町奥尻漁港稲穂地区 稲穂岬灯台から真方位223° 1,160m付近 （概位 北緯42° 14.4′ 東経139° 32.9′）
事故の概要	押船純龍丸は、起重機船奥尻号と押船列を構成して出航中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年12月21日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 純龍丸、19トン 260-42140北海道、株式会社工藤組（A社） B 起重機船 奥尻号、1,602トン なし、A社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 両舷プロペラに曲損、左舷機側の船尾管軸封装置に破損、及び機関室内に濡損 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 奥尻町には、10月28日15時45分に強風注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、‘B船（非自航式、クレーン付き、6人乗組み）の船尾凹部にA船の船首部を結合した押船列’（以下「A船押船列」という。）を構成した状態で、奥尻町奥尻港に帰港する目的で、奥尻漁港稲穂地区（以下「稲穂漁港」という。）を出航した。 船長Aは、A船の操舵室で立った姿勢で、手動操舵によって操船に当たり、‘稲穂漁港内の北東方向に延びる北防波堤’（以下「北防波堤」という。）の北東端と‘北防波堤の北東端の東北東方に存在する浅所’（以下「本件浅所」という。）の間を左旋回で通過しようとして、A船押船列が約2～3ノットの対地速力で左旋回中、A船が本件浅所に乗り揚げた。 A船押船列は、本事故後、前後進を繰り返し、本件浅所から離脱した。 A船押船列は、A船が二軸船であり、A船の喫水が、船首約1.5

	<p>m、船尾約3.5mで、B船の喫水が船首尾共に約3mであった。</p> <p>船長Aは、問題はないと思って出航を開始したものの、A船押船列が、左旋回中、南寄りの風によって圧流され、想定よりも大回りとなり、本件浅所側に接近してしまったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船押船列は、強風注意報が発表される状況下、船長Aが、問題はないと思い、出航を開始したことから、左旋回中、南風によって圧流されて想定よりも大回りとなり、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、強風注意報が発表される状況下、船長Aが、問題はないと思い、出航を開始したため、A船押船列が、左旋回中、南風によって圧流されて想定よりも大回りとなり、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、強風注意報等が発表されている状況下では、出航を差し控えること。